

広島市告示第529号

令和6年11月11日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島フェスティバル・アウトレット マリーナホップ

(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2874番94ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 広島まちづくりファンド

代表取締役 杉川 聡

広島市中区大手町五丁目3番12号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

18,504.36平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和6年12月1日

6 届出年月日

令和6年11月8日